か伺います。

サービスの低下はないのないとしているが、市民

に比例した新規採用はし

また、職員の退職人数

化した市有地の売却や貸付、

確保が求められている。遊休

次に、市の歳入財源の安定

も必要だが、自立した自治体

有料広告掲載料等小さな政策

質

伺います。

定されていますが、新たな植 性を生じることから、毎年剪 の予定はないのか伺います。 いますが、以降の新設や増床 樹についての考え方及び切り 人ホームの建設が予定されて 次に、桜並木の老木が危険

自主財源の確保が必要不可欠 確保し、財政健全化のために 簎てられて並木の間隔があき

いますが、十九年度予算との 率等について変更はないのか 関係で、防衛施設周辺民生安 円減額された経過は承知して 定施設整備事業補助金の補助 次に、今年度、特別養護老 の第三期計画に基づき対応を ですが、現在、二十一年まで 違いなく対応していただける ても、今後、検討してまいり 降の第四期計画の策定につい 進めていますが、二十一年以 ものと思っています。 た。十九年度については、間 特別養護老人ホームの関係

が、地域の皆様に親しまれて 木は非常に老木ではあります 都市部長 相模が丘の桜並

付 の事業選定は

残念ながらかないませんでし で要望してまいりましたが、 考えているか伺います。 八年度事業での対応を最後ま 冷暖房設備の関係ですが、十 過ぎている状況をどのように 市長 北地区文化センター 町村が作成した都市整備計画 国都市再生の推進を目的に市 充当される交付金です。 に基づいて実施される事業に て平成十六年に導入された全 体、補助金改革の一環とし まちづくり交付金は、三位 牧嶋議員(無会派)

金の関係で工事できないこと

設備更新事業が、国との補助

北地区文化センター冷暖房

により、六千百六十三万六千

区と南東部地区の二地区とし、 地区に分け、今年度は北部地 十二事業を対象に、交付金一 五カ年の事業とし、市内を三 本市では平成十九年度から

残していきたいと考えていま まいります。 て保存会の方や地域住民の方 す。並木の間隔のことも含め いることなどから、なんとか 々と今後も話し合いを続けて

市長 コミュニティバスに

つきましては、国に対し職員 市長 退職手当債の起債に 策定を示しています。 の適正な定員管理、さら には給与適正化計画等の ルを伺います。

限り退職手当債の発行が許可

体に対して、国より十年間に

に伴い財源不足に苦しむ自治

けて取り組む政策は何か伺

である。自主財源の確保に向

債が計上されております。 され、六億六千三百万円の 予算で、団塊世代の大量退職

平成十八年度一般会計補正

員の採用等を図り、市民 さらには委託可能な業務 ビスの低下につきまして サービスの低下にならな への切りかえ、任期付職 員、非常勤職員、嘱託員、 は、再任用職員、臨時職 いように務めていきます。 職員減による市民サー

の純減確保が必要との事

主財源の確保は

ら、各自治体に集中改革

起債にあたり総務省か

プランの提出と五・七%

革案を提示したのか。 だが、どのような行政改

財源を確保することに努めて 期的視野に立って、安定的な ては、限られた財源を最大限自主財源の確保につきまし いきます。 有効に活用するとともに、長 この交付金はいつまで交付さ 交付金が創設されていますが、 れるものなのか、見通しにつ の経過措置として新たに特別 万特例交付金も廃止され、そ

映していくのか伺います。 別養護老人ホームについ 度から本格運行に移行されま て、開設までのスケジュ せられた意見や提言をどう反 コミュニティバスもこの年 次に、新たに建設される特

> 運送法等も含めよく協議して だいた意見等について、道路 的要素であり、市民からいた の利便性を高めることが主体 ついては、公共施設間の交通

特養ホームの関係では、

定保育施設とすることが 準をクリアした施設を認 の解消に向け、一定の基 次に、保育所待機児童

新年度諸施策について問う 画が十八年度着手、十九 恵会、それぞれの百床計 社会福祉法人互恵会、慈 第二座間苑については、 年度中に完成予定です。 いきたいと思います。

の解消は図られるのか。 うな処遇向上が期待され 可能になったが、補助を るのか。また、待機児童 行うことによってどのよ 次に、減税の廃止に伴い地 中に完成予定です。 今現在二施設から申請が 認定保育施設ですが、 -九年度着手、二十年度

階的に縮減し、二十一年に廃 準を満たせば、定員二十人と ものと思います。 いうことで一定の成果は出る 特別交付金については、段 されており、いずれも基

きします。第九条、十条、十

一条では、会議または会議の

いると思いますが見解をお聞 のは著しくバランスを欠いて に努力義務しか課していない

別判断の余地を残しています。

八条の意見公募手続きでは個

なぜ第九条以降は公表しない

とは規定していませんし、第

も直ちに公開してはならない

強い義務を課しているのに対 が市民参加に当たって市民に

開条例は非公開情報があって

協働まちづくり条例第三条 竹市議員(市民連合)

場合は、公開または公表しな 内容に非公開情報が含まれる

いと定めていますが、情報公

市民に厳しく

役所に甘い

して、第四条が市の執行機関

れています。今回の地区の指 億四千五百五十万円が計上さ について伺います。 定および対象事業選定の考え

バーに加わることについての 当事者やその家族が構成メン の立場から意見収集を目的に、 ております。三障害それぞれ 専門機関等、十名ほどと伺っ 構成メンバーは障害者団体、 事業費ですが、この協議会の お考えを伺います。 障害者地域自立支援協議会

災や道路整備等、早急な対応

が必要との状況からです。 づくりに寄与することを中心 ニティバスの運行など、まち 事業が交付金の対象となり、 利点の一つである、市独自の 事業と今回の交付金の最大の 道路など、都市再生に必要な 防火水槽施設の設置や学校屋

て固定資産税減額という がゼロになることによっ

住民投票条例制度を

を維持するので影響は

資産税の現行の評価方法

市長 総務省は、償却

ないとの見解ですが、情

影響が出るのではないか。

保育園の保育料が、定

度ベースで七千億円減税 て計上できるので、平年 は一〇〇%損金経費とし

とっては償却資産の価値 になるが、地方自治体に

必要だと考えますが市長

の見解は。

めることは議会制民主主 ある市民に直接判断を求

義を補完するものとして

内運動場施設の改修、コミュ 業選定は基幹事業と呼ばれる

に選定しました。

り起こし、他市にPRすれば 存在しています。それらを掘 る案内所であり、本市におい 当たり、本市特産品の地産地 協会も活気づいてくるものと ても他市にない歴史、文化が その土地の特産などを紹介す 観光協会とは、歴史、文化、 考えのようですが、一般的に 消などを一層推進するとのお 市長は、観光協会の設立に 安斉議員 (自民党明政会)

ば活気づくと考えますが市長 番神水をこのように活用すれ がたくさんいらっしゃいまし されていて鑑賞されている方 以前、岐阜県高山市や島根県 ること間違いないと思います。 のお考えを伺います。 た。本市でも観光資源として ずれも水路に大きな鯉が放流 津和野町を訪ねましたが、い んの市民が鑑賞に集まってく 大きな鯉を放流すればたくさ 例えば、番神水を活用し、

却資産税は政府の減価償却制

を見込んでいる。その内、償

度の見直しで大企業にとって

項は住民が決める。主人公で

きではないか。市政の重要事 票条例制度をこれに加えるべ 目を規定しているが、住民投 法は意見公募手続きなど六項 例」について、市民参加の

超え、対前年度

九四・八%増

固定資産税は

七十一億円を

本共産党)

協議会の他、分野別の専門委 のマニュアルが存在します。協議会は国のメンバー基準 とも可能と考えています。 ご意見、検討を加えていくこ 員会等をつくっていく考えが あり、その中でさまざまな、

率減税の廃止によって収

報の確認をします。

入がふえないの

に上って

るのか伺います。

「座間市協働まちづくり条

る時期が来ると思います。 なっています。今後、検討す のため基準額表の改定版を出

したが、まとまっていません。

方、地方自治法では明確に

制度調査会で検討されていま

住民投票制度は、国の地方

軽減を図ることにします。

新基準額表を適用し負担

保育料は、今年度から

している。本市はどう対応す

そこで厚生労働

省は激変緩和

十七万円も上が

ってしまう

に約一万五千円、年間で

しまう。人によっては月

育てていくかということをこ かに工夫して肉をつけて皮をないわけで、今ある資源をい のような大それ いてですが、本市は、観光地 れから工夫していかなければ つけて市民の観光資源として いけないと考えています。 市長 観光協 た観光資源も 会の設立につ

と解釈し、ありがたく受け ことでご提言いただいたもの 掘していく上での知恵という めさせていただきます。 ますが、新しい観光資源を発 現状ではかなり難しいと思い るという夢のあるお話でした が、非常に狭隘な水路です。 番神水に大きな鯉を放流す

ということですが、私は第十 市長は制度化する考えはない めます。苦情処理について、

項「市民参加の推進に係る事に関する事項」、または第三 二項第一号「条例の執行状況 四条「推進会議の設置」の第 とられるかもしれませんが、 たのですが所見を伺います。に苦情処理が含まれると考え ることができる」という規定 項について市長に意見を求め 市長 第四条は努力義務と

議員が言われるような手続き とが必要でしょうから、竹市 推進会議にお話をしていくこ ます。まちづくり条例に関す 条、第十条は断定的な表現と 腹の中は強い考え方を持って の苦情をいただけば、やはり る政策等の手続きや事案関係 いうことで、表現の違いとし 第八条は消極的な表現、第九 おります。公表除外規定は、 てご理解いただきたいと存じ